

令和8年度水田輪作モデル構築事業運営支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、水田輪作モデル構築事業における運営支援業務について、仙台市（以下、「本市」という。）が委託する事業者を、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

1. 委託業務名

令和8年度水田輪作モデル構築事業運営支援業務

2. 目的

本市の農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手の減少など、厳しい状況が続いており、地域の農業を担う集落営農組織の存続が課題となっている。また、市内農地の約85%が田であり、水稲等の土地利用型農業を主とした単作が基本となっているが、生産資材高騰によるコスト増や米の需給環境の変化による価格変動など稲作に依存する経営はリスクが伴う。このため、高度な運転技術が必要としない自動操舵やICT技術による生産工程管理といったスマート農業技術の導入や、農業者の経験と勘による経営からデータ分析に基づいたデータ駆動型の経営への転換を試み、稲作を中心としながらも、その前後に園芸品目や他穀類を生産する輪作体系の構築を図る必要がある。

本業務では、既存の農地を活用しながら、水田での水稲生産を主軸として園芸品目や他穀類を生産する輪作体系案の構築及び実証により、収益性の高い農業経営のパッケージとなる水田輪作モデルを構築する。実証は、産学官金連携のプロジェクトチームにより、生産条件や環境が異なる市内東部及び西部地域のモデル農地において、スマート農業技術や環境負荷低減技術等を用いて行う。

3. 業務内容

別添仕様書のとおり

4. 提案上限額

15,856,000円（消費税及び地方消費税込み）

5. 契約条件

(1) 契約形態

公募型の提案審査随意契約（プロポーザル方式）

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 予算規模

15,856,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は提案事業の遂行に必要な経費とし、

委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(4) 委託費の支払条件

実績報告に基づく完了払

(5) 選定方法

公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、受託候補者とする。

(6) その他

- ・本事業は、令和 7 年度補正予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札（採択）予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札（採択）者とする。また、本事業は内閣府の地域未来交付金の採択を前提としていることから、採択結果によっては、本事業の取り止めや業務内容の変更及び予算額変更の可能性がある。
- ・契約については、事前に委託内容、委託料について協議のうえ、随意契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容の一部変更して契約することがある。
- ・協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として仙台市に帰属するものとする。ただし、仙台市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

6. 応募資格

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 業務実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 宮城県内に本店、支店又は営業所等があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者においては、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (7) 仙台市税（又は、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申立中若しくは更生手続き中又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立中若しくは再生手続き中でないこと。

- (9) 現金出納簿等の会計関係書類及び賃金台帳等の労働関係書類を整備していること。
- (10) 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切でないこと。
- (11) 提出された書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日 法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となることに同意すること。

7. 質問書の提出及び回答方法

本要領又は仕様書の内容等に関する質問は、次により受け付けし、回答する。

- (1) 質問方法：質問書(任意様式)に記入の上、電子メールにより質問
 なお、電子メールのタイトルには「令和8年度水田輪作モデル構築事業運営支援業務に関する質問」と記載すること。
- (2) 提出先：仙台市経済局農林部農業振興課
 メールアドレス kei008130@city.sendai.jp
- (3) 受付期間：令和8年3月10日(火)16時まで
- (4) 回答方法：随時質問者に個別に回答するほか、全質問とその回答を令和8年3月13日(金)までに仙台市ホームページに掲載する。

8. 応募書類一式の提出

本事業の受託を希望する場合は、下記により応募書類一式を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	備考
① 参加表明書兼誓約書	様式第1号	
② 応募申込書	様式第2号	
③ 企画提案書 正本	任意様式	・A4 版横の任意様式 ・下記(5)を参照
④ 企画提案書 副本	任意様式	・提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないもの
⑤ 見積書及び経費内訳書 正本	任意様式	・宛先は仙台市経済局長 ・経費の詳細が分かるよう内訳を記載 ・本業務委託に要する全ての経費を積算すること(消費税及び地方消費税を含む)。
⑥ 見積書及び経費内訳書 副本	任意様式	・提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないもの
⑦ 会社概要	任意様式	パンフレット等も可
⑧ 定款または寄付行為(法人格を有しない場合は運営規約等)の写し	—	
⑨ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し	—	共同事業体の場合は、代表事業者及びすべての構成員の証明書を提出

⑩	直近の決算書またはこれに類する書類(法人の決算書等)		
⑪	市税等の滞納がないことの証明書(又は、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の納税証明書)	—	提出日前 30 日以内に交付を受けたものに限る
⑫	消費税及び地方消費税に関する証明書(納税証明書又は未納税のない証明書)	—	
⑬	暴力団排除に係る誓約書	様式第 3 号	
	共同事業体結成に係る届出書	様式第 4 号	共同事業体の場合のみ提出

(2) 提出期限：令和 8 年 3 月 19 日（木）16 時まで（必着）

(3) 提出先：本要領 1 4 に掲げる担当課

(4) 提出方法：電子メールにて提出すること。電子メールの標題は「令和 8 年度水田輪作モデル構築事業運営支援業務に係る企画提案書等の提出（事業者名）」とすること。

（添付ファイルサイズ 10MB 以内。オーバーする場合は複数回に分けて送信すること。

提出後、本要領 1 4 の担当者宛てに提出した旨を電話し、受領の確認を行うこと。）

(5) 企画提案書類作成上の注意

企画提案書は、下記の内容についてとりまとめ、A4 版横書きで記載すること。必要に応じて、絵・図・フロー図などを用いて分かりやすく記載し、PDF 形式で提出すること。

① 企画全体の概要

・ 事業趣旨や目的を踏まえた事業内容や運営体制等、全体像が分かるもの

② 本業務に係る受託体制（組織体制、支援体制、担当者、当該担当者の実績等）

③ 業務全体のスケジュール

④ 業務内容に係る提案

・ 仕様書Ⅲ 2 及び 4 を踏まえた具体の企画提案内容

・ 提案内容と別添仕様書に示す業務目的との整合性が図られているかに留意すること。

⑤ 本業務に類似・関連する業務に係る過去の実績

⑥ 本支店所在地

⑦ 再委託や物品調達を行う場合の受注先の本店所在地（地域経済への配慮として市内に本店を有する事業者をできる限り指定すること）

⑧ その他業務の実施に関して必要な事項

(6) その他

① 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。

② 提出書類等は返却しないこととする。

③ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする。

9. 受託候補者の選定等

(1) 選定方法

選定の対象は、参加表明書及び企画提案書の提出者（以下、「提案者」という。）とし、本要領6に掲げる応募資格要件について審査を行うとともに、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、提案者の提案内容を、水田輪作モデル構築事業運営支援業務委託公募プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査し、最も優れた提案があった者を受託候補者に決定する。

なお、応募が多数あった場合は、事前に審査委員会において書類審査を行い、審査を通過した者のみ下記(2)のプレゼンテーションの実施ができるものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

①日時：令和8年3月26日（木）13時から15時の間で別途指定

②場所：仙台市経済局第二会議室

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階（表小路仮庁舎）

③方法

- ・出席者は1提案につき3名以内とする。
- ・1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、本市が指示した時刻から順次個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

(3) 提案審査

提案の審査は、審査委員会において行う。審査委員会は以下の審査項目について、企画提案書等の内容を総合的に評価し、応募のあった提案それぞれについて採点する。

審査項目		配点
審査の視点		
(1) 業務内容や仕様内容との合致		
・本事業の目的を十分に理解し、事業目的に合致した提案内容になっているか		20
(2) 業務の遂行能力		
・本事業を実施するための具体的な組織体制が示されているか		15
・本事業を遂行するための能力、実績、ネットワーク等を有しているか		15
・業務のスケジュールは適切か		10
(3) 業務の内容について		
・業務内容に係る提案は、事業効果を高めるための創意工夫がされた内容となっているか		15
・業務の目的を達成するために独自の提案はあるか、また内容は効果的か		15

(4) 見積金額の妥当性	
・ 提案内容と見積書の整合性がとれており、事業費が適切に積算されているか	5
(5) 本店所在地等	
・ 仙台市内に本店が置かれているか。 ・ 業務上必要な場合であり、かつ受託者以外の事業者が関与する場合は、市内に本店を有する事業者を活用するなど、地域経済への配慮がなされているか。	5
計	100

【評価基準（5段階）】

劣る	←	普通	→	優れている
1	2	3	4	5

(4) 受託候補者の選定

提案審査の結果、審査委員による評価点数の総合計が最も高い応募者を受託候補者として選定する。次に総合計が高い者を次点とする。ただし、総合計が同じ者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により、受託候補者を決定する。

なお、「劣る」と評価された項目が1つ以上ある場合は、受託候補者とししない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年3月27日（月）以降、全提案者に対して電子メールで通知する。

10. 契約に関する事項

(1) 受託者の決定

委託契約は、本要領9受託候補者の選定等に基づき選定した受託候補者を優先候補者として協議・調整を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。

ただし、特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 業務仕様

契約時における仕様書は、別紙本事業の内容を基本として、受託候補者からの提案内容を踏まえて、協議により決定する。協議にあたっては、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

1 1. 留意事項

- (1) 本業務の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的且つ有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法その他の関係法令を遵守すること。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行う場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (8) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。

1 2. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

なお、選定された受託候補者が参加資格を失った場合には、次点候補者と手続きを行う。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平を害する行為があった場合
- (4) 本要領4に示す契約金額の上限を超える見積を積算した場合
- (5) 本要領6に示す応募資格要件を欠くことになった場合

1 3. スケジュール

受託候補者選定までのスケジュール（予定）は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年3月5日（木） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和8年3月10日（火）16時 |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和8年3月13日（金） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年3月19日（木）16時 |
| (5) 企画提案書の選考（審査委員会） | 令和8年3月26日（木）午後 |
| (6) 企画提案書の選考結果の通知 | 令和8年3月27日（金）以降 |
| (7) 業務委託契約締結・業務開始 | 令和8年4月上旬 |
| (8) 外部委託審査会 | 令和8年4月上旬 |

14. 担当課

仙台市経済局農林部農業振興課 生産支援係（担当：鈴木、久我）

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階（表小路仮庁舎）

・電話：022-214-8335

・メールアドレス：kei008130@city.sendai.jp